

【景観】 これまでの景観面での取組

豊かな自然や多くの歴史的資産、風情ある町並みが融合した京都らしい美しい景観を守るために、京都市ではこれまでから、市民の協力を得て、他地域にない厳しい規制を講じるなど、数々の取組を行って参りました。

自然景観については、市域面積の約22%に当たる約1万8千haを風致地区に指定して自然の風趣の保全に努めるとともに、京都市を中心となって要望し、法制化された、いわゆる古都保存法の積極的な活用による土地の買入れや、京都市独自の制度である自然風景保全地区の指定によって歴史的風景の保全に努めております。

一方、市街地景観については、全国の指定面積の8割に相当する約2千haを美觀地区に指定して建築物の高さの規制やデザインの誘導を行うとともに、京都市の制度がモデルとなった伝統的建造物群保存地区をはじめ、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的景観保全修景地区等の制度により、きめ細やかな規制や修理・修景に対する補助を行い、歴史的な町並み景観の保全、再生に努めてきたところです。

また、昨年12月には景観法の諸制度を積極的に活用するため、同法に基づく景観計画を策定し、約4万2千haを景観計画区域に指定しました。本年3月には、この景観計画に定めた方針に基づき全国に先駆けて景観重要建造物の指定（3件）を行ったところです。

今後は、京町家の改修事業を支援するために設立した「京町家まちづくりファンド」と連携し、景観重要建造物を核に周囲の建造物の外観改修を行い、歴史的な町並み景観を再生する「歴史的景観再生事業」にも積極的に取り組んでいくこととしています。

さらに、京都市では、歴史都市・京都にふさわしい景観の保全・創出の実現に向けて、市街化区域全域（約1万5千ha）を対象に建築物の高さを見直し、規制・誘導を展開する全国でも類のない取組を行うこととしました。また、この見直しと同時に、世界遺産周辺等、地域特性に応じたきめ細やかなデザインの規制・誘導も行っていくこととしています。

しかしながら、自然景観については、買い入れた広大な土地の適正な維持管理を十分に行うことができないことから、重要な樹木が駆逐され、山

並み景観が変容してきています。また、市街地景観については、現行の建築基準法の制度面での課題や、木造工法での改修等に伴う多額の費用負担、維持管理費、相続による税負担等の経済的な要因により、京町家をはじめとする伝統的な建築物の減少が続いております。

これらの緊急的な課題を解決し、京都の美しい景観を守るためにには、税制度の抜本的な改革、伝統的建築物の保全・管理に対する支援制度や法制度の整備等が求められるところです。

このため、以下のように提案します。

<参考> 京都市景観整備制度に基づく地域・地区面積一覧

	地域地区名	指定面積等
自然景観	風致地区（17 地区）	約 17,831 ha (全国の 11%)
	歴史的風土保存区域（14 地区）	約 8,513 ha (全国の 55%)
	歴史的風土特別保存地区（24 地区）	約 2,861 ha (全国の 34%)
	近郊緑地保全区域	約 3,333 ha (全国の 3%)
	近郊緑地特別保全地区（2 地区）	約 212ha (全国の 6%)
	特別緑地保全地区（2 地区）	約 26 ha (全国の 2%)
	自然風景保全地区	約 25,780 ha (独自制度)
市街地景観	建造物修景地区	約 6,704 ha (景観計画に定められた地区)
	美觀地区（10 地区）	約 1,956 ha (全国の 80%)
	重要伝統的建造物群保存地区（4 地区）	約 15 ha (全国 73 地区)
	歴史的景観保全修景地区（3 地区）	約 14 ha (独自制度)
	界わい景観整備地区（7 地区）	約 145 ha (独自制度)
	沿道景観形成地区（1 地区）	約 17 ha (景観計画に定められた地区)
広告物	屋外広告物規制区域（5 種）	約 74,697 ha (独自の地域地区制度)
	沿道型屋外広告物規制地域（3 種）	約 1,090 ha (独自の地域地区制度)
	屋外広告物等特別規制地区（6 地区）	約 20 ha (独自の地域地区制度)

(平成 18 年 4 月 1 日現在)